

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	6 - 1
法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	根拠条項	6 - 2	
許認可等	基盤施設計画の認定の取消し			
1 根拠規定				
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項				
商工会及び商工会議所は、共同工場、展示施設その他の小規模事業者の事業の共同化に寄与する施設を設置する事業(以下「基盤施設事業」という。)についての計画(以下「基盤施設計画」という。)を作成し、これを知事に提出して、その基盤施設計画が適当である旨の認定を受けることができるが、知事は、当該認定を受けた基盤施設計画が次のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は当該計画に従って基盤施設事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。				
基盤施設計画の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。				
基盤施設計画の実施時期並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が基盤施設計画を確実に遂行するために適切なものであること。				
商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあっては、商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが、当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施に必要であり、かつ当該実施者に対する商工会等の指導及び助言が適切であること。				
2 審査基準				
知事は、商工会及び商工会議所が認定された基盤施設計画に従って基盤施設事業を実施していないと認められる場合又は当該認定計画が法令及び次の認可基準に適合しなくなったと認められる場合には、当該認定を取り消すものとする。				
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律実施要領(平成12年12月26日付け商第914号愛媛県知事通知)				
第1 基盤施設計画の認定申請手続等				
1 基盤施設計画に係る認定の申請手続				
(1) 法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、基盤施設計画の認定を申請しようとする商工会、商工会連合会又は商工会議所(以下「商工会等」という。)は、様式第1号「基盤施設計画認定申請書」を作成して当該申請書を知事に提出する。				
(2) 申請書には、次の書類を添付する。				
ア 商工会等が基盤施設事業を実施する場合				
(ア) 当該商工会等の定款				
(イ) 当該商工会等の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書				
(ウ) 当該基盤施設計画について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し				
(エ) 設置する施設の配置及び構造を示す図面				
イ 商工会等以外の者が基盤施設事業を実施する場合				
(ア) 当該商工会等の定款				
(イ) 当該商工会等の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書				
(ウ) 当該基盤施設計画について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し				
(エ) 設置する施設の配置及び構造を示す図面				
(オ) 当該基盤施設事業の全部又は一部を実施する商工会等以外の者(以下「商工会等以外の実施者」という。)の定款又は寄附行為				
(カ) 商工会等以外の実施者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計画書又は収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書				